

令和7年度当初予算における 引上げ分に係る地方消費税収の用途について

税率引上げ分に係る地方消費税収については、
こども・子育てや医療・介護に係る社会保障施策に要する経費に充当します。

1 歳入

引上げ分の地方消費税収

10,380百万円

2 歳出

引上げ分の地方消費税収を充当する経費は次のとおり。

(単位:百万円)

項目	事業費(一般財源)	うち引上げ分の 地方消費税充当額
こども・子育て	12,525 ※	5,211
放課後児童健全育成	773	773
保育所運営費・児童入所施設措置費	7,513	2,353
医療費助成	1,407	1,332
市町村が行うこども・子育て事業への補助、 保育緊急確保事業	662	662
高等教育の無償化	91	91
医療・介護	50,537 ※	5,169
国民健康保険、後期高齢者医療制度に係る 負担金	18,727	3,566
地方独立行政法人病院・公立病院事業負担金	5,415	173
地域医療介護総合確保基金事業(医療分)	236	236
地域医療介護総合確保基金事業(介護分)	170	170
介護給付費負担金	12,340	1,024
合計	63,062	10,380

※当該項目に関する事業費(一般財源)全体の合計であるため、内訳の合計とは一致しません。

四捨五入の関係で計と一致しない場合があります。